

いしぢらら 弁護士会



ひまるん
愛知県弁護士会
公式キャラクター

愛知県弁護士会
AICHI BAR

名古屋市中区三ノ丸1ノ4ノ2
電話052・203・1651

東三河支部
豊橋市大岡町83
電話0532・52・5946

西三河支部
岡崎市明大寺町字道城ケ入
34ノ10
電話0564・54・9449

一宮支部
一宮市公園通4ノ17ノ1
電話0586・72・8199

半田支部
半田市出口町1ノ45ノ16
住吉ビル2階
電話0569・26・1611

HPアドレス
https://www.aiben.jp/

あいち中小企業法律支援センター

【無料電話相談専用ダイヤル】
☎052-265-6693

(平日9:30~16:30) ※15時以降

愛知県内の法律相談センター

(予約共通番号) なやみ 110番
☎0570-783-110

※最寄りの法律相談センターにおつなぎします。

※法律相談センターによって受付時間が異なります。

改正健康増進法の一部施行

健康増進法の改正

社長 今回も失敗した。
弁護士 どうかしましたか。

社長 元号も変わったことだし、禁煙しようと思ったんだけどね。

弁護士 そうでしたか。今後、オリンピック開催に向けて、たばこが吸える場所が規制されていくので、私も禁煙しようとは思っているんですがね。

社長 ああ、何か法律が改正されたんだよね。

弁護士 そろそろです。健康増進法が一部改正され、今後、段階的に施行されます。

社長 どんな内容なの？
受動喫煙の防止

弁護士 ポイントは「望まない受動喫煙」をなくすということですよ。受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において受動喫煙にさらされることを望まない人がそのような状況に置かれないうようにすることを基本としています。

社長 愛煙家として周囲に迷惑かけないのは当然のマンナーだけど、法律で規制するんだね。

子ども等への配慮
弁護士 そろそろです。特に受動喫煙による健康影響が大き

100 わせてちよ

新元号が令和と決まった。「令」の字を見ると裁判所が出す「令状」を思い浮かべるわれわれ弁護士としては、「令和」と聞くと「お上に従って仲良くしていなさい」と命じられているように感じてしまうのは職業病だろうか。ちなみに元号は元号法(昭和54年)に定められている。「①元号は政令で定める。②元号は皇位の継承があった場合に限り改める。」というた

望まない受動喫煙なくす

い子どもや病気の方などに特に配慮した内容となっている場所のみに限り喫煙が可能です。

社長 なるほど。

施設の種類・場所ごとに対策を実施

弁護士 具体的には施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずることになっています。

社長 施設の特性などにより違いがあるんだね。対策にしてもいろいろ準備が必要そうだな。

段階的の施行(本年7月から)
弁護士 そろそろです。それゆえ段階的に施行することにして、まずは今年の7月から学校や病院、行政機関を対象とした規制が始まります。内容も原則敷地内禁煙と厳しいものですよ。

社長 子どもや病気を持つ方、多くの人が利用する施設から対策を講じていくんだね。

弁護士 はい。民間企業の社屋や事務室、商業施設、飲食店など多数の方が利用する施設は原則屋内禁煙となります。ホテルや旅館といった宿泊施設についてもロビーやレストランなどの共用の場では原則禁煙になりますし、バス

な。

受動喫煙防止措置
弁護士 はい。屋外に一定の受動喫煙防止措置がとられている「特定屋外喫煙場所」が設置されている場合は、その場所に限り喫煙が可能です。

社長 特定屋外喫煙場所？
弁護士 受動喫煙防止措置がとられている場所のことです。具体的には①喫煙をすることができない場所が区画されている(喫煙専用の建物または壁やついでなどで仕切られている)こと②喫煙することができない場所である旨を記載した標識が掲示されていること③施設を利用する者が通常立ち入らない場所(建物の出入り口ではなく、建物裏や屋上を想定)に設置することです。また近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにする必要があります。

社長 全面的な施行か。これはうちの子会社にも関係することだね。

弁護士 はい。民間企業の社屋や事務室、商業施設、飲食店など多数の方が利用する施設は原則屋内禁煙となります。ホテルや旅館といった宿泊施設についてもロビーやレストランなどの共用の場では原則禁煙になりますし、バス

な。

内閣が原案を作るとしても、少なくとも国会の承認という手続きはあつて然るべきである。内閣が独断で決めるのは筋が違つて感じるのでは。現実の問題として、元号法

制定当時は昭和天皇の健康問題が水面下で問題となつておると、本来元号は主権者であり、そんな中で国会というオーブンな場で崩御後の問題を審議することは失礼にあたると思つた。

憲法に定められているように、元号は皇位の継承があった場合に限り改める。というた

に限り改める。というた

来年4月全面施行

「モラル」から「ルール」へ

わけか。他にも喫煙室のタイプはあるの？
弁護士 はい。シガーバーなど喫煙をサービスの目的とする施設については、受動喫煙防止の構造設備基準に適合した室内空間に限り「喫煙目的室」を設けることができます。

社長 たばこを吸う人がお客さんの大半の小規模飲食店では影響は大きいよね。

弁護士 各種喫煙室？
社長 そうです。施設の分類により、喫煙室も複数のタイプが設定されており、それぞれ設置可能となる条件が異なります。

社長 うちの会社でも設置できるの？
弁護士 はい。会社や飲食店など一般的な事業者の施設では「喫煙専用室」と「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置することができ、

「加熱式たばこ専用喫煙室」内では、経過措置として厚生労働大臣が指定した加熱式たばこに限定されますが、喫煙のほか飲食なども可能としています。

社長 なるほど。
弁護士 ただ、技術的要件(出入り口において室外から室内に流入する気流や排気など)を満たさなければならぬというところは同じです。

社長 受動喫煙を防止しなければならぬという意味では加熱式たばこも同様という

う。しかし、今回は生前退位でありそのような配慮は必要ない。であれば、元号法を改正した上で、少なくとも生前退位の場合には、憲法上の原則にのっとりきちんと国会で承認する手続きとするべきではなからうか。

総理大臣は国民から付託を受けた存在であり、上から目線では元号を国民に付与するものではないはずである。「一強」と呼ばれる状況下だからこそできることなのかもしれない。総理の記者会見を見て

そう感じた。(M)

わけても喫煙室のタイプはあるの？

弁護士 はい。シガーバーなど喫煙をサービスの目的とする施設については、受動喫煙防止の構造設備基準に適合した室内空間に限り「喫煙目的室」を設けることができます。

社長 たばこを吸う人がお客さんの大半の小規模飲食店では影響は大きいよね。

弁護士 各種喫煙室？
社長 そうです。施設の分類により、喫煙室も複数のタイプが設定されており、それぞれ設置可能となる条件が異なります。

社長 うちの会社でも設置できるの？
弁護士 はい。会社や飲食店など一般的な事業者の施設では「喫煙専用室」と「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置することができ、

「加熱式たばこ専用喫煙室」内では、経過措置として厚生労働大臣が指定した加熱式たばこに限定されますが、喫煙のほか飲食なども可能としています。

社長 なるほど。
弁護士 ただ、技術的要件(出入り口において室外から室内に流入する気流や排気など)を満たさなければならぬというところは同じです。

社長 受動喫煙を防止しなければならぬという意味では加熱式たばこも同様という

社長 吸わない人にも分かるようにするということが大切だね。
20歳未満立入禁止
弁護士 はい。また各種喫煙室には20歳未満の者が立ち入ることは禁止されます。

社長 子どもへの影響を考えると、

弁護士 例えば20歳未満の従業員が掃除などの業務で喫煙専用室に立ち入ることも禁止されますので、気を付けてください。

社長 わかったよ。屋内全面禁煙は難しいから喫煙室をつくろうかな。来年3月までに準備しないといけないね。

弁護士 私も社長と打ち合わせする際は喫煙室がないと厳しいです。事業者が受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置など

に係る財政・税制上の制度も整備されているようです。厚生労働省のホームページには「なくそう」望まない受動喫煙」と題した特別サイトもあ

りますので、参考にしてみてください。

講演終了後は、多様性を尊重する弁護士会と世界の少数民族とコミュニケーションをとってきたヨシダナギさんとの対談です。安積孝師弁護士(愛知県弁護士会所属)の司会で、ヨシダナギさんと大嶽達哉弁護士(同)が対談します。

なぜ写真を撮ろうと思ったのかといった素朴な疑問から、どのようにして現在の個性的な作品や価値観が生まれたのか、などについて、経験を踏まえたお話をいただき、多様性や個性、コミュニケーションについて皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

講演終了後は、多様性を尊重する弁護士会と世界の少数民族とコミュニケーションをとってきたヨシダナギさんとの対談です。安積孝師弁護士(愛知県弁護士会所属)の司会で、ヨシダナギさんと大嶽達哉弁護士(同)が対談します。

なぜ写真を撮ろうと思ったのかといった素朴な疑問から、どのようにして現在の個性的な作品や価値観が生まれたのか、などについて、経験を踏まえたお話をいただき、多様性や個性、コミュニケーションについて皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

講演終了後は、多様性を尊重する弁護士会と世界の少数民族とコミュニケーションをとってきたヨシダナギさんとの対談です。安積孝師弁護士(愛知県弁護士会所属)の司会で、ヨシダナギさんと大嶽達哉弁護士(同)が対談します。

なぜ写真を撮ろうと思ったのかといった素朴な疑問から、どのようにして現在の個性的な作品や価値観が生まれたのか、などについて、経験を踏まえたお話をいただき、多様性や個性、コミュニケーションについて皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

講演終了後は、多様性を尊重する弁護士会と世界の少数民族とコミュニケーションをとってきたヨシダナギさんとの対談です。安積孝師弁護士(愛知県弁護士会所属)の司会で、ヨシダナギさんと大嶽達哉弁護士(同)が対談します。

なぜ写真を撮ろうと思ったのかといった素朴な疑問から、どのようにして現在の個性的な作品や価値観が生まれたのか、などについて、経験を踏まえたお話をいただき、多様性や個性、コミュニケーションについて皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

講演終了後は、多様性を尊重する弁護士会と世界の少数民族とコミュニケーションをとってきたヨシダナギさんとの対談です。安積孝師弁護士(愛知県弁護士会所属)の司会で、ヨシダナギさんと大嶽達哉弁護士(同)が対談します。

なぜ写真を撮ろうと思ったのかといった素朴な疑問から、どのようにして現在の個性的な作品や価値観が生まれたのか、などについて、経験を踏まえたお話をいただき、多様性や個性、コミュニケーションについて皆さんと一緒に考えてみたいと思います。

講演終了後は、多様性を尊重する弁護士会と世界の少数民族とコミュニケーションをとってきたヨシダナギさんとの対談です。安積孝師弁護士(愛知県弁護士会所属)の司会で、ヨシダナギさんと大嶽達哉弁護士(同)が対談します。

憲法週間 記念イベント



ヨシダナギさんの作品

■日時 5月25日(土) 午後0時30分開場、午後1時開会、午後4時15分閉会予定
■会場 中区役所ホール(地下鉄栄駅下車、12番出口から東へ歩いて約2分)
■先着500人・入場無料

ヨシダナギさん講演会 25日、名古屋で

昨今、多様性や個性、コミュニケーションについてさまざまな議論がなされています。愛知県弁護士会は憲法週間を記念して、名古屋市と共催で、幅広い分野でご活躍されているヨシダナギさんをお招きし、「多様性や個性、コミュニケーション」をテーマとした講演と対談を実施します。第1部は、ヨシダナギさんに講演いただきます。ヨシダナギさんは、1986年生まれの写真家です。2009年より単身アフリカへ渡航し、以来、独学で写真を学びながらア

フリカをはじめとする少数民族を撮影、発表されました。唯一無二の色彩と直感的な生き方が評価され、17年には日経ビジネス誌で「次代を創る100人」に選出されました。また、TBS系列で放送されている「クレイジージャーニー」にも出演し、近著には紀行本「ヨシダ、裸でアフリカをゆく」(扶桑社)があります。その他、PTAやJICAでの講演や松坂屋名古屋店にて写真展「HEROES」を開催するなど幅広く活動されています。